

(スペイン刑法)

全国通訳案内士 (元司法書士) 古閑次郎

このページの上位ページは、<http://www.kokansihoo.com/codigopenal.html> です。

(令和5年11月改訂)

#### 第4章 胎児の傷害罪

第157条 何らかの手段または方法で、胎児にその正常な発達を著しく損なう傷害または疾病を引き起こした者、または、重度の身体的または精神的な障害を引き起こした者は、1年から4年の禁固刑に処せられ、また、いかなる医療業務の遂行、公的または私的婦人科病院、施設または診療所での全ての性質のサービスの提供について2年から8年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第158条 重大な過失により前条の行為を犯した者は、3月から5月の禁固刑または6月から10月の罰金刑に処せられる。

業務上過失により前条の行為に規定される行為が犯されたときは、職業または職務の行使について6月から2年の個別的公権剥奪刑が科される。

妊婦は本規定に従っては罰せられない。